

冬期間における多目的ホールの暖房使用について

多目的ホールの暖房使用について、運用方針および使用申し込み手順は、次のとおりとさせていただきます。ご利用される皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

【運用方針】

1 暖房をご利用できる期間

12月1日 から 翌年3月31日 まで

2 暖房をご利用できる時間

暖房利用を希望する方について、多目的ホール利用時間数に応じて、次のとおり暖房を運転いたします。なお、暖房使用料(持ち込み機器の電気料を含む)はありません。

(1)利用時間が1時間以下の場合

暖房はご利用できません。

(2)利用時間が1時間以上、2時間以下の場合

利用開始時間より1時間運転します。

(3)利用時間が2時間を超える場合

利用時間の5割を目安として、断続的に運転します。なお、運転時間の指定はできませんのでご了承ください。

3 暖房機器の持ち込みについて

電気機器に限り、持ち込み可能です。使用する場合は、室内にあるコンセントをご利用ください。なお、電気以外(灯油・ガス等)を熱源とする機器はすべて使用禁止とします。

【申し込み手順】

1 暖房使用を希望する方は、多目的ホール使用申込書の余白に「暖房希望」とご記入のうえ、窓口またはFAXにてお申し込みください。

2 使用申込の際に、記入を忘れた場合または申込後に暖房使用を希望する場合は、下記問い合わせ先へ電話にてご連絡ください。

【ご注意・お願い事項】

1 多目的ホールの室内温度などの気候条件により、暖房運転時間中でも自動的に停止する場合があります。

2 暖房設備の点検等の理由により、上記期間(時間)でも利用できない場合があります。

3 電気機器を持ち込んだ場合、物品庫等でのお預かりはできませんので、必ずお持ち帰りくださるようお願いいたします。

4 多目的ホールを催事等(運動以外)の目的でご利用される場合や、その他特段の事情がある場合には、下記問い合わせ先へご相談ください。

【問い合わせ先】

盛岡市中央卸売市場業務課

電話 019-614-1000

FAX 019-614-1020